鳥取市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

第１条　目的

人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、住宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

第２条　実施機関

実施機関は鳥取市とする。

第３条　対象患者

この事業の対象患者は、鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）に住所を有し、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

第４条　実施方法

１　鳥取市長は、本事業を行うに適当な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。

２　前項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和58 年法律第80 号）第78 条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には原則として１日につき４回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の訪問看護について、患者1 人当たり年間260 回（別表に掲げる特例措置として実施する場合を含む。）を限度として、別表に定める額により支払うものとする。

第５条　事業期間

事業期間は、同一患者につき１カ年を限度とする。ただし、必要と認められる場合は、その期間を更新できるものとする。

第６条　指定難病審査会との関係

　　鳥取市長は、この事業の実施に必要な参考意見について、知事を通じて難病法に基づき設定される指定難病審査会へ求めるものとする。

第７条　実施手続き

本事業の実施に必要な事務手続き等については、別に定めるものとする。

第８条　報告

鳥取市長は、本事業を委託した訪問看護ステーション等医療機関に対し、毎月、報告書の提出を求め、その写しを知事に送付するものとする。

第９条　関係者の留意事項

本事業の関係者は、患者等に与える精神的影響とその症状に及ぼす影響を考慮して、本事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分配慮する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表

|  |
| --- |
| 訪問看護の費用の額  １　原則  １日につき４回目以降の訪問看護の費用の額は、次により支払うものとする。  なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、①から④に係る該当区分の費用を支払うものとする。  《指示料》  医師による訪問看護指示料　３，０００円（月１回に限る。）  《訪問看護料》  ① 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護  １回につき ８，４５０円  ② 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護  １回につき ７，９５０円  ③ その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護  １回につき ５，５５０円  ④ その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護  １回につき ５，０５０円  ２ 特例措置  １日につき３回目の訪問看護を前２回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として３回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。  ① 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護  １回につき ２，５００円  ② 准看護師による訪問看護  １回につき ２，０００円 |